

国民健康保険税の税率改正について

平成23年度から、国民健康保険税（以下「国保税」）の税率を改正します。

国保税は平成17年度に税率を改正しましたが、医療費の増加等により、健全な財政運営が困難な状況になり、税率改正が必要になりました。国民健康保険制度を将来にわたり維持していくために必要な改正ですので、ご理解をお願いします。

平成22年度国保税

区分	医療保険分	高齢者支援金分	介護保険分
平等割	16,000円	5,000円	
均等割	15,000円	5,000円	9,500円
所得割	5.7%	1.8%	0.85%
資産割	30.0%	10.0%	
限度額	500,000円	130,000円	100,000円

平成23年度国保税

区分	医療保険分	高齢者支援金分	介護保険分
平等割	18,000円	6,000円	
均等割	17,000円	6,000円	11,500円
所得割	6.7%	2.8%	1.1%
資産割	22.5%	7.5%	
限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※ 介護保険分は、40歳以上65歳未満の方が対象となります。
 ※ 限度額の改正は、地方税法の改正に伴うものです。

訂正
 広報しろさと「お知らせ版」2月号1ページ
 平成23年度国保税高齢者支援金分資産割の数値に誤り
 がありました。おわびして訂正します。
 誤：7.0% → 正：7.5%

平成23年度の国民健康保険保険証の交付について

平成23年4月から使用する国民健康保険保険証は、3月22日頃から簡易書留郵便でお届けします。

3月末にはすべての被保険者世帯に配達完了する予定ですのでご確認ください。

なお、配達の際に不在の場合は、不在通知により郵便局で受け取るか、再配達のご依頼をしてください。

問合せ 保険課 国保年金グループ ☎029 - 288 - 3111(内線372)

※ 平成22年度の介護保険料の納め忘れはありませんか？ ※

介護保険は、40歳から保険料を負担する社会全体で支える制度です。現役世代の支援を受けながら、高齢者の方自身にも保険料を負担していただき、利用者に必要なサービスを提供するものです。この趣旨を皆さんにご理解いただき、保険料を納め忘れないようお願いいたします。

◎介護保険料を滞納すると・・・

災害等の特別な事情がないのに保険料を滞納している方は、地方税法に定める滞納処分のほか、介護サービスを受ける際に滞納期間に応じて以下のような給付制限の措置があります。

介護保険料を1年以上滞納した場合	通常自己負担分1割のところ、いったん介護サービス費用の全額を自己負担します。なお、後日保険課に申請すると、保険給付9割分の払い戻しを受けられます。
介護保険料を1年6か月以上滞納した場合	保険給付の全部または一部が一時支払われなくなります。また、差し止められている保険給付が滞納している保険料にあてられる場合があります。
介護保険料を2年以上滞納した場合	通常自己負担分1割のところ、滞納している期間に応じて、自己負担分が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

※ 2年以上滞納すると介護保険料を遡って納めることができなくなりますのでご注意ください。

※ 災害や扶養者の失業などで保険料を納めることが難しい場合については、保険料の減免や徴収猶予が受けられる場合がありますので保険課にご相談ください。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎029 - 288 - 3111(内線372)